平成２１年（フ）第２３６８号
愛知県みよし市三好町新月５番地４、開始決定時の住所愛知県豊明市新栄町３丁目219番地２　メゾンド・ベル101号
破産者　田中　佳恵（旧姓西川・高山）
１　決定年月日　平成22年３月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３０７７号
愛知県瀬戸市北脇町114番地　クレール114
破産者　西原正淑こと西原実紗枝こと　郭　正淑
１　決定年月日　平成22年３月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３４９８号
名古屋市守山区森孝４丁目520番地　新森孝住宅108号
破産者　本城　　明
１　決定年月日　平成22年３月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第６１２９号
大阪府吹田市高野台４丁目１番Ｂ72―203号
破産者　井手　幹雄
１　決定年月日　平成22年３月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７３６７号
大阪府吹田市藤白台５丁目７番１号国立循環器病センター、住民票上の住所大阪市淀川区東三国６丁目２番10号　山本マンション302号
破産者　北中　邦一
１　決定年月日　平成22年３月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９４１号
神戸市須磨区東白川台２丁目８番地の６
破産者　植村　秀夫
１　決定年月日　平成22年３月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１５１６号
神戸市北区有野町唐櫃71番地の11
破産者　堤　　一夫
１　決定年月日　平成22年３月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１５１７号
神戸市北区有野町唐櫃71番地の11
破産者　堤　　順子
１　決定年月日　平成22年３月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１５２２号
神戸市中央区旭通２丁目８番７―703号、従前の住所大阪市此花区梅香１丁目14番６号
破産者　中　祐貴子
１　決定年月日　平成22年３月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１７６４号
神戸市垂水区多聞町字小東山868番地の789県住407号、従前の住所神戸市西区池上１丁目12番地の１
破産者　大搗　照惠
１　決定年月日　平成22年３月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第６９３号
兵庫県加古川市山手２丁目３番６―401号
破産者　吉武　正彦
１　決定年月日　平成22年３月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第７８０号
兵庫県姫路市御国野町国分寺１ビラ国分寺Ａ―101、住民票上の住所兵庫県姫路市飾東町八重畑960番地２
破産者　飯田　知子
１　決定年月日　平成22年３月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第８２５号
兵庫県姫路市東辻井３―10―30レオパレスレインボー201、住民票上の住所兵庫県姫路市家島町宮1411番地１
破産者　水谷　弘政
１　決定年月日　平成22年３月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第８６６号
兵庫県加古川市尾上町安田199番地の１シャルヴィ加古川309号
破産者　池田　　聡
１　決定年月日　平成22年３月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第９１０号
兵庫県姫路市亀山１丁目59番地グローバル姫路南306号
破産者　三浦由美子
１　決定年月日　平成22年３月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第６０８号
奈良県生駒市東生駒１丁目61番地５　ＯＭマンション809、申立時の住所奈良県生駒市壱分町182番地２　ネオハイツ207
破産者　伊東　義彰
１　決定年月日　平成22年３月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第６０号
熊本市西原３丁目２番４―306号
破産者　井手　　隆
１　決定年月日　平成22年３月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第８９７号
熊本市横手５丁目１番３号　クイーンハイツ101
破産者　北里　大樹
１　決定年月日　平成22年３月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部